

住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書

東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。いま、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧・復興に向けたとりくみが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっています。そうした中、国や地方自治体の職員は自らも被災者でありながら、大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。このように今回の大震災では、各地域において国が果たすべき責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。

国の機関では大震災からの復旧・復興にあたり、被災地への応援派遣をはじめ、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮しています。しかし、政府は2011年の4月28日と8月26日に「地域主権改革」関連法案を成立させ、独立行政法人についても、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく削減・廃止を進めようとしています。

東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により今後の地震活動が活発化する危険性も指摘されるなかで国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体となって住民の生命を守り安心・安全を確保する責任と役割を發揮することです。

出先機関の廃止をはじめとする「地域主権改革」や独立行政法人の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するものです。復興対策を強力に推進するうえでも、否定的な影響をもたらすと言わなければなりません。

国土交通省の出先機関は、国民生活、産業の発展や便利な生活の基盤をなし、安心・安全な生活の基盤をなす国家責任を担い、地域の声を国策に反映させるべく日々精励しており、地域にとってこれら機関の存続は必要不可欠と考えます。

よって、政府におかれましては、国民に対して保障すべき最低限度の生活水準を下支えする事業は、国自らが相応の予算・組織・人員を確保して実施し、危機管理体制の充実など行政サービスの体制・機能を充実させるとともに、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 「地域主権改革」や独立行政法人の制度・組織の見直しにより、行政サービスの低下を招くことがないようにすること。
 - 2 国の出先機関や独立行政法人の廃止・縮小、移管を行わず、国と地方が協力して住民の安心・安全を確保する観点から、国と地方の責任と役割を再検討すること。
 - 3 直轄で整備・維持管理している河川・道路行攻など、国民の安心安全を支える行政は引き続き国の責任で執行し、地方整備局、事務所、出張所を存続させること。
 - 4 国、地方の予算配分を震災などの防災や生活関連へ重点配分するとともに、3に掲げる組織を災害時の迅速・適切な対応が執れる体制に拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月25日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長	横路孝弘
参議院議長	平田健二
内閣総理大臣	野田佳彦
財務大臣	安住淳
総務大臣	川端達夫